

※協会のうごき

R 7年 1月

- 6日 仕事初め
- 9日 男鹿市2025年賀詞交換会(男鹿市民文化会館)
村田会長出席
- 23日 令和6年度秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会
佐藤中央支部長出席(秋田市役所)
- 27日 令和6年度秋田市住宅・建築物耐震改修促進協議会
- 31日 新年交流会(ANAクラウンプラザホテル)

R 7年 2月(予定)

- 6日 第53回秋田県工業系高校生による建築設計作品
コンクール審査会(花田専務理事出席)
- 8日 同上表彰式(花田専務理事出席)
- 12日 技術委員会BIM推進担当部会
- 13日 「既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク
委員会」全体委員会(東京・原田理事出席)
第4期建築士定期講習(秋田テルサ)
- 18日 理事会



建築確認申請手数料等の改正について

秋田県建設部長

◎令和7年4月1日から建築確認申請等の手数料が変わります。

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律が令和7年4月に完全施行され、原則として全ての新築住宅等に省エネルギー基準適合が義務付けられること等を踏まえて、令和7年4月1日以降の建築関係の手続きに関する事務の手数料の額を変更しますのでご留意願います。

- 1 秋田県建築物エネルギー消費性能適合判定等手数料徴収条例の主な改正内容
 - (1)一戸建ての住宅等の建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料について
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、原則として全ての新築住宅等に省エネルギー基準適合が義務付けられているため、一戸建ての住宅や小規模の非住宅の建築物エネルギー消費性能適合性判定申請の手数料の額を定めます。
 - (2)簡易な評価方法等に係る認定手数料等について
建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請において、一戸建て住宅等に係る簡易な評価方法の手数料や審査の負担が少ない工場等の認定手数料の額を定めます。
- 2 秋田県建築基準法関係手数料の主な改正内容
 - (1)確認申請及び完了検査等の手数料について
建築基準法及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部改正により、小規模な建築物の審査項目の追加や省エネ基準の審査・検査が追加されるため、建築物に関する確認申請(計画通知)及び完了検査申請(工事完了通知)に関する事務の手数料の額を引き上げます。
 - (2)建築確認申請手数料の経過措置について
令和6年度に申請され、令和7年3月31日までに確認済証の交付を受けていない建築確認申請のうち、改正建築基準法の施行により「建築確認において省エネ基準の審査が必要になる場合」及び「特例の縮小に伴い建築確認の審査項目が追加される場合」は確認済証交付時に、申請時に支払った手数料と改正後の手数料の差額を徴収します。
※建築確認・検査の内容の見直し等は、令和7年4月1日以後に工事に着手するものについて適用されます。
※詳細は当協会ホームページに掲載しております。

【国交省】フリーランス・事業者間取引適正化等法について

「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」

(フリーランス・事業者間取引適正化等法)が令和6年11月1日に施行されました。

本法は、個人として業務委託を受けるフリーランス(事業者)と企業などの発注事業者の間の取引の適正化、フリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とし

- (1)取引の適正化を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の取引条件の明示等を義務付け、報酬の減額や受領拒否などを禁止するとともに
- (2)就業環境の整備を図るため、発注事業者に対し、フリーランスの育児介護等と業務の両立に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付けています。

※詳細については国土交通省のHPをご覧ください。

ランサムウェア等サイバー事案発生に備えた警察への連絡体制等

警察庁サイバー事務局

令和6年上半期におけるランサムウェアの被害報告件数は114件であり、令和4年上半期以降高水準で推移するなど、サイバー空間をめぐる脅威は極めて深刻な情勢となっております。

ランサムウェア被害は、端末やサーバ上のデータが暗号化されることによる事業停止等の影響だけでなく、窃取された個人情報の流出等、社会的反響の大きい事案が多数発生しています。

警察では、サイバー事案発生時の初動対応の支援(被害拡大防止・復旧に向けた助言等)をしています。

警察庁からのお願い

○警察への連絡体制の整備について

サイバー事案が発生した際には迅速に対応できるよう、警察への連絡体制の整備をお願いします。

<対策例>

- ・サイバー攻撃対応マニュアル等に警察の連絡先を記載する。
- ・サイバー攻撃を想定した事業継続計画(BCP)を策定し、初動対応における警察との連携を記載する。

「サイバー攻撃被害に係る情報の共有・公表ガイダンス」を参考にどうぞ

<https://www.nisc.go.jp/pdf/council/cs/kyogikai/guidance202>

[2_honbun.pdf](#)

令和6年度 秋田県立大学木材高度加工研究所講演会のお知らせを2月上旬、メールにてお知らせいたします。

建築士定期講習第4期 令和7年2月13日(木)秋田テルサ 申込受付中!!!